

# 地方法人課税に関する検討会 中間整理(概要) 外形標準課税の対象法人のあり方

## (1) 制度の意義、経緯、役割

- 法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定化、経済活性化の促進等を図るため、所得への課税の一部を振り替える形で、平成16年度に導入。小規模な企業の経営に与える影響等に配慮し、制度対象は「資本金1億円超」の法人（以下「大法人」という。）。
- 外形標準課税の各割の税収推移を見ると、所得割に比べ、付加価値割・資本割は安定的に推移。外形標準課税は、地方税収の安定化に寄与。

## (2) 外形標準課税の対象法人の数・態様に関する分析

- 外形標準課税の対象法人数は、平成18年度から令和2年度にかけて3分の2に減少。持株会社化・分社化等の企業の組織再編が進むなど、経済情勢の変化に伴い、企業経営のあり方も変容。
- 背景として、平成13年の商法改正、平成17年の会社法制定を経て、資本金制度の柔軟化、減資手続の緩和が進んでいることも挙げられる。
- 対象法人数の減少に関してサンプル調査したところ、様々な減少要因のうち「減資によるもの」が多いとの結果。また、資本金1億円以下への減資では、株主資本に影響を及ぼさない無償減資が多く、特に、財務会計上、資本金から資本剰余金へ項目振替を行う事例が多いとの指摘。
- 企業経営のあり方に関して、純粋持株会社及び100%子会社の数は、増加傾向。事業部門分社化の際に子会社の資本金を1億円以下に設定するなど、企業活動の実態が変わらない一方で、外形標準課税の対象となる部分が大幅に縮小している事例も見られる。
- 資本金1億円以下への減資や持株会社化・分社化により資本金を1億円以下に設定する動きについては、課税方式の選択を意図して資本金の額を設定するといった企業行動につながっている場合もあるとの指摘。

## (3) 課題への対応の必要性と方向性

- 上記(2)の分析で把握されたような事例が今後も生じることは、外形標準課税制度の意義、経緯、役割から見て、公平性・税収の安定性が損なわれる事態が懸念され、制度的な対応を検討することが必要。
- これまで大法人を対象として外形標準課税を適用してきたこと等の経緯を踏まえれば、現在生じている課題への対応は、実質的に大規模といえる法人が外形標準課税の対象法人に含まれないという問題に対応するための仕組みを検討することが適当。
- 対応策としては、小規模な企業への影響に配慮するとともに、必要以上に多くの法人に制度見直しの影響が及ばないよう、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、公平性等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準を付け加えることが考えられる。
- 上記の方向性を踏まえ、対応策の具体化に向けて検討を継続。

# 地方法人課税に関する検討会 中間整理(概要) 国際課税原則の見直しに伴う対応

## (1) 新たな国際課税ルールの意義

- 2021年10月、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。その合意内容は、**第1の柱**として、従来の国際課税原則を見直し、**売上高に応じて市場国に対して新たな課税権を配分するもの**。また、**第2の柱**として「底辺への競争」といわれる法人税の引下げ競争を防止するため、**各国に対してグローバル・ミニマム課税の導入を認めるもの**。
- **第1の柱**は、売上高200億ユーロ超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業が対象。**大規模な多国籍企業グループの利益率10%を超える超過利益の25%を、「売上高」に基づいて市場国に配分するもの**。
- **第2の柱**は、年間総収入額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに**最低税率15%以上の課税を確保する仕組み**。我が国においては、国際的な合意に沿って、所得合算ルール（IIR）、軽課税所得ルール（UTPR）、国内ミニマム課税（QDMTT）の3つのルールの導入を検討。

## (2) 第1の柱に関する地方税における対応

- 第1の柱は、PEの有無に関わらず、国際合意に基づく新たな課税権を「売上高」に応じて市場国に配分するもの。新たな課税根拠が市場国の地方政府にも同様に認められると考えるならば、**我が国の地方団体に対しても一定の課税権を配分しうるのではないか**。
- 課税権の配分の基準となる売上は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けている、との考え方が全国知事会のアンケートで表明されており、こうした観点も踏まえて、地方の課税権のあり方について更に検討。
- また、各地方団体における「売上高」に応じて課税権を配分することとした場合、**法人・地方団体双方にとっての事務負担や執行可能性等を踏まえつつ、地方税をどのような形で課税・徴収するかについて検討**。
- 今後、多国間条約の規定等の議論の進展を踏まえつつ、引き続き検討。

## (3) 第2の柱に関する地方税における対応

- IIR、UTPR、QDMTTの3つのルールがあり、**制度の性格や課税の対象が異なることを踏まえて検討していく必要**。
- IIR、UTPRは、外国に所在する法人が稼得する**国外源泉所得**に対して課税する仕組みであり、応益性の観点も勘案すると、国税である法人税・地方法人税と異なり、**この仕組みの中で地方の課税権が成り立つとするのは難しいと考えられる**。
- QDMTTは、**国内に所在する法人が稼得する国内源泉所得**に対して課税する仕組みであること、また、日本において実効税率を押し下げる要因として国税の租税特別措置の税額控除や地方税の負担軽減措置等が考えられることを踏まえ、**地方団体に一定の課税権の配分が認められるのではないか**。なお、QDMTTに係る地方の課税権のあり方を検討するに当たっては、実効税率が15%を下回るケースはほとんどなく概ね税収を生じないと見込まれることなどを勘案しつつ、**できる限り簡素な徴収・配分制度とすることが適切ではないか**。
- 上記のような考え方を踏まえつつ、制度の具体化に取り組むことが必要。